## 国籍の如何を問わず調停委員の任命を求める声明

1 今般、神戸家庭裁判所から、当会が家事調停委員の候補者として推薦した日本国籍を有しない会員2名について、家事調停委員として任命上申しない旨の回答があった。

神戸家庭裁判所は、2003年(平成15年)以降、日本国籍を有しない会員について家事調停委員への任命上申拒否を繰り返してきた。今般が9回目の拒否である。神戸家庭裁判所からは、公権力を行使し国家意思の形成に参画する公務員である調停委員の任命には日本国籍が必要であるとして、従前と全く同様、日本国籍を有しないことのみを理由に任命上申をしないとの説明があった。

2 当会では、この問題に関して、2010年(平成22年)2月から昨年11月までの間に6度の声明を発し、裁判所の対応を繰り返し非難してきた。また、2012年(平成24年)2月には、最高裁判所に対し、神戸地方裁判所及び神戸家庭裁判所に対する適切な司法行政上の監督権の行使を求めるため、裁判所法第82条、第80条第1号に基づく不服申立てを行うとともに、国籍を問わず調停委員の任命を求める会長声明を発したが、最高裁判所からは、何ら理由を示さずに司法行政上の監督権を行使しないとの回答がなされたに過ぎない。

遺憾ながら、この度も裁判所から声明の趣旨を無視する任命拒否が繰り返されたことから、これに対して強く抗議するため、改めて本声明を発表する次第である。

3 「民事調停法」、「家事事件手続法」及び「民事調停委員及び家事調停委員規 則」においては、調停委員の任命資格として日本国籍を有することを要件と定 めておらず、法令上、調停委員に国籍要件は存在しない。

裁判所の対応は、法令に根拠のない基準を新たに創設し、当該公務員の具体的な職務内容を勘案することなく日本国籍の有無で異なる取扱いをするものであって、国籍を理由とする不合理な差別であり、憲法14条に違反すると言わざるを得ない。

4 そもそも調停制度の目的は、市民間の紛争を当事者間の話合いにより裁判 手続を経ずに解決することにあり、調停委員の職務は、専門的知識もしくは社 会生活上の豊富な経験を生かし、当事者の互譲による紛争解決を支援するこ とにあって、そこに強制的な契機はない。調停委員への就任は、その実質的な 職務内容を見る限り、公権力の行使というにはほど遠く、重要な施策の決定や これへの参画としての側面も認められない。

調停委員として真に必要な要件は、当事者の互譲による紛争の解決に向け

て、専門的もしくは社会生活上の知識経験や人格識見などを発揮できる者ということに尽きるのであって、国籍の如何は問題とならないというべきである。

事実、最高裁判所は、1974年(昭和49年)から1988年(昭和63年)までの間、日本国籍を有しない台湾籍の大阪弁護士会会員を西淀川簡易裁判所民事調停委員に任命し、定年退職時には大阪地方裁判所所長より表彰を受けたとの実例が存在しており、外国籍の弁護士が調停委員となっても何ら不都合がないことを如実に示している。

5 さらに、より広い視野に立ってこの問題を検討すれば、2010(平成22) 年3月26日には国連の人種差別撤廃委員会は第3乃至6回日本政府報告書 の審査の総括所見で外国籍調停委員の採用を認めない最高裁判所の措置に懸 念を表明し、再考を求めているところである。

近時、国内においては外国人差別、排外的な動きが広がりつつあり、国籍のみを理由として調停委員から排除する裁判所の姿勢は、こうした差別・排外主義に対して誤ったメッセージを与えるものとなりかねない。なお、近畿弁護士会連合会においては、今年度の人権擁護大会において「人種的憎悪や民族差別を煽動する言動に反対し、人種差別禁止法の制定を始めとする実効性のある措置を求める決議」が採択されたところである。

こうした情勢も踏まえれば、国家として共生社会を積極的に推進することが求められているというべきであり、裁判所は、今こそ外国籍を理由として調停委員の任命を認めないという従来の措置を変更するべきである。

6 当会としては、今後も、日本弁護士連合会、近畿弁護士会連合会、同様の問題を抱える他の単位弁護士会と連携しつつこの問題に取り組むとともに、調停委員の採用に国籍の如何を問わない体制の確立に向け、今後さらに働きかけを強めていく所存である。

2014年(平成26年)12月8日

兵庫県弁護士会 会 長 武 本 夕 香 子